

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

富士見町は、近年人口が減少傾向で推移し、高齢化が進み地域内における就業者数は減少傾向にあり今後もこの傾向で推移していくと見込んでいます。

産業構造としては、第二次産業従事割合が 33.6%と全国平均 23.6%に対しても高く、産業別就業者数は、製造業が多く特化係数が 1.0 を超えており地域内の基幹産業となっている。

地域内における事業所は、672 社あり内 300 人以下の中小企業者 669 社と地域内における割合は 99.5%となっている。

現在、域内における中小企業は、人手不足等の課題に直面しており、生産性の向上による新たな事業基盤の構築を図り、健全な経営の推進と安定した雇用の確保が課題となっている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、基幹産業の基盤強化を図るとともに、経済発展の実現を目指す。計画同意件数について、2 年間で 40 件を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう）が年平均 3%以上向上することを目標とする

2 先端設備等の種類

富士見町の産業は製造業、小売業、サービス業など多岐に渡り多様な業種があるため、幅広く中小企業の生産性の向上を実現するため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

富士見町の産業は、広域に立地しているため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画における対象区域は長野県諏訪郡富士見町の行政区域全域とする。

(2) 対象業種・事業

本計画における対象業種・事業については、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる業種、事業であれば全てを対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。